

PRESS RELEASE



令和7年8月12日
子育て支援課

「ひとり親家庭ワンストップ相談窓口及び民法改正 における実務対応説明会」の開催について

ひとり親家庭のニーズの多様化や令和6年5月に成立した民法改正（共同親権の導入・養育費の支払確保等）を踏まえた相談対応の充実強化を図るため「ひとり親家庭ワンストップ相談窓口」を開設しました。

ついては、下記のとおり、社会福祉事務所職員等を対象とした説明会を開催しますのでお知らせします。

記

- 日 時 令和7年8月26日（火） 13：30～15：00
- 場 所 愛媛県自治会館 2階会議室
- 内 容

（1）ひとり親家庭ワンストップ相談窓口について ※詳細は別紙

説明：愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

- ・ワンストップ相談窓口の概要説明
- ・チャットボットによる自動相談等のデモンストレーション

（2）民法改正と実務対応への影響

講師：弁護士 武井 奈保子 氏（東雲法律会計事務所）

- ・弁護士の視点から法改正、実務処理について解説

＜民法改正について＞

父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、令和6年5月に成立、令和8年5月までに施行見込。

- ・父母のこどもを養育する責務の明確化
- ・離婚後の共同親権の導入
- ・養育費の支払確保
- ・親子交流の実現に向けた見直し 等

〔本件問合せ先〕

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
子育て支援課 ひとり親家庭係 伊藤
電 話：089-912-2411（係直通）
メー ル：kosodate@pref.ehime.lg.jp

ひとり親家庭ワンストップ相談窓口 (R7.7月～運用中)

(1) チャットボットによる自動相談 <24 時間 365 日>

相談者が自身のスマートフォン等から、チャットボットにアクセスし、相談内容を選択する。選択した相談内容に応じてチャットボットから適切な支援制度や相談窓口が案内される。

(2) 有人対応による相談 <平日 10 時～18 時>

有人対応を選択した相談者に対し、担当の相談員がライブチャットで相談内容の聞き取りを行い、適切な支援制度や相談窓口を案内する。

(3) キャリアカウンセラーによる就業相談 <火・水・金・土・日 8 時～21 時 30 分>

チャットボットの予約フォームから予約した相談者に対し、キャリアカウンセラーが、オンライン等の相談者が希望する方法で相談を実施する。

(4) 弁護士による法律相談 <2 か月に 1 回>

チャットボットの予約フォームから予約した相談者に対し、愛媛弁護士会所属の弁護士が、対面や電話等で相談を実施する。

※ (3)、(4) の予約フォームでは 24 時間 365 日予約受付。

<チャットボット画面>

①

ひとり親家庭ワンストップ相談窓口

愛媛県のひとり親家庭の方々の
ご不安やお困りごとについて、
相談先をご案内します👉

- お金、手当に関することの相談
をしたい
- 将来のことや仕事について相談
したい
- 制度や施設を知りたい
- 生活や医療のことを相談したい
- 保育・子育て・教育について
- 離婚・養育費・法的なこと

就業相談 総合相談 誰かに話を聞いてほ

メニュー

②

ひとり親家庭ワンストップ相談窓口

医療費の負担軽減

ひとり親家庭医療費公費負担事業は、ひとり親家庭の方が医療機関で受診した際、保険診療の自己負担分を助成する制度です。受給者証の提示で窓口負担が軽減されます。
※所得制限があります。
👉詳しくは[こちら](#)👉、または、お住まいの市・町役場のひとり親家庭医療担当課にお問い合わせください。

市役所・町役場

はじめる

メニュー

③

ひとり親家庭ワンストップ相談窓口

市役所・町役場

市役所・町役場

市役所・町役場を選んでください👉

選択

松山市役所

松山市役所
☎089-948-6688👉

はじめる

メニュー